

東京信用保証協会と連携した**“組合向け貸出”の取り扱いを開始****保証人要件を緩和し、無担保保証枠を拡充****- 商工中金 -**

商工組合中央金庫はこのほど、組合の共同事業への取り組みを支援するため東京信用保証協会と連携し、新たな“組合向け保証付貸出”の独自取り扱いを開始した。同貸出は、一定の基準に該当する組合に対して、保証条件としての保証人要件を緩和し、かつ、無担保保証枠を拡充のうえ融資を行うもの。その概要は次のとおり。

貸出対象...東京信用保証協会の保証対

象者であり、かつ、別途定める財務内容等が一定の基準を上回る組合で、東京信用保証協会及び当金庫が金融審査を行い、種々の観点からみて返済力に問題がないと認められる先

資金用途...共同事業資金（除く、組合員向け転貸資金）**貸出形式...証書貸付****貸出限度...4億8千万円以内****貸出利率...当金庫所定の利率（別途、東京信用保証協会所定の信用保証料が必要です）****貸出期間...運転資金：7年以内、設備資金10年以内****担保...原則として、1億円まで無****担保**

一般の無担保保証に比べ優遇されています。

連帯保証人...代表理事及びその他の理事1名以上

なお、組合が物的担保の提供を行う場合は、代表理事のみとすることができます。

*貸出利率以外の条件は、東京信用保証協会の保証条件です。

